

診療情報の提供に関するご案内

当院では、平成11年4月に日本医師会において制定されました「診療情報の提供に関する指針」に基づき、診療記録等（カルテ・各種検査記録等）の開示を行っています。

開示の方法は、以下の通りとなっております。

1 開示する診療記録等

令和1年8月26日以降の診療に関する記録で、5年以内の記録

2 開示の対象となる患者様の範囲

当院において、現在外来診療を受けておられる患者様が対象となります。

3 開示請求者

- ① 患者様ご本人
- ② 患者様の法定代理人
- ③ 患者様ご本人から代理権を与えられた親族
- ④ 患者様のお世話をしている親族または縁故者

4 開示の方法

① 開示請求申込書による開示請求の場合

開示請求者が、所定の申込書のより院長に開示請求します。この際に、開示を希望する診療記録等及び開示方法（閲覧・コピーの交付）も併せて明記していただきます。

② 外来診療の際における情報提供の請求の場合

患者様ご本人が口頭で主治医に情報提供の請求をされた場合は、主治医が口頭で情報提供をします。診療記録等の閲覧及び一部記録のコピー交付希望の場合は、開示請求申込書により請求していただきます。

③ 開示方法等（主治医が立会い、ご希望があれば、診療記録等の補足説明を致します。）

- ・ 診療録の閲覧 ・ 各種検査成績表の閲覧 ・ 各種検査成績表のコピー
- ・ X線写真等（CT・超音波を含む）の閲覧
- ・ X線写真等（CT・超音波を含む）のコピーの交付
- ・ その他の診療に関する記録の閲覧

5 開示ができない場合

診療記録等の開示については、次に掲げる事由に該当する場合には、開示請求に応じられないこともあります。

- イ 第三者の利益を害する恐れがある場合
- ロ 患者様ご本人の心身の状況を著しく損なう恐れがある場合
- ハ 不相当とする事由がある場合

6 開示に伴う経費

診療記録等の開示に伴い、主治医からの補足説明、又は、診療記録等のコピーの交付を希望した場合には、以下に掲げる経費の実費額を請求させていただきます。（別紙参照）

- ① 主治医の補足説明に係わる経費 ② 診療録要約書の作成費
- ③ 記録等のコピー作成費 ④ 各種検査成績表のコピー作成費
- ⑤ X線写真等のコピー作成費

7 開示に関する問合せ先

〒771-1265

板野郡藍住町住吉字千鳥ヶ浜110-5

医療法人 明和会 藍住 たまき青空クリニック

TEL 088-678-7727

お問い合わせ時間 月曜日～土曜日 9:00～18:00

診療情報の提供に関するご案内

当院では、平成14年10月に日本医師会において制定されました「診療情報の提供に関する指針」に基づき、診療記録等(カルテ・各種検査記録等)の開示を行っています。開示の方法は、以下の通りとなっております。

1. 開示する診療記録等

申し立て日より5年以内の診療に関する記録を対象とさせていただきます。

2. 開示を求める事が出来る対象者

原則として患者さんご本人となりますが、次にあげる場合には患者さんご本人以外の方が、ご本人に代わって開示を求めることができます。

- (1) 患者さんに法定代理人がある場合は法定代理人。ただし、満15歳以上の未成年者について、疾病の内容によっては患者さん本人のみでの請求を認めることができます。
- (2) 診療契約に関する代理権が付与されている任意後見人。
- (3) 患者さんご本人から代理権を与えられた親族またはこれに準ずる方。
- (4) 患者さんが成人で判断能力に疑義がある場合は、現実に患者さんのお世話をしている親族またはこれに準ずる縁故者。
- (5) 死亡された患者さんのご遺族の方。ただし法定相続人の方に限らせていただきます。

3. 開示の方法

(1) 開示請求申込書による開示請求の場合

開示請求者が、所定の申込書により院長に開示請求します。この際に、開示を希望する診療記録等及び開示方法(閲覧・コピーの交付)も併せて明記していただきます。

(2) 外来診療の際における情報提供の請求の場合

診察時、主治医からの口頭説明の他に診療記録等の閲覧及び記録のコピー交付希望の場合は、3-(1)の方法で請求となります。

(3) 開示方法等(主治医が立会い、ご希望があれば、診療記録等の補足説明を致します)

- ・ 診療録の閲覧(交付)・各種検査成績表の閲覧(交付)
- ・ X線写真等(CT・超音波を含む)の閲覧(CD-Rの交付)
- ・ その他の診療に関する記録の閲覧(交付)

(4) ご本人確認・ご本人との続柄確認

請求者が患者さんご本人の場合、ご本人様と分かる証明書(保険証等)の確認をさせていただきます。患者さんご本人以外の方が請求される場合には、患者さんとのご関係が分かる証明書(保険証等)また委任状にて確認をさせていただきます。

4. 開示ができない場合

診療記録等の開示については、次にあげる事由に該当する場合には、開示請求に応じられないこともあります。

- (1) 第三者の利益を害する恐れがある場合。
- (2) 患者さんご本人の心身の状況を著しく損なう恐れがある場合。
- (3) 不相当とする事由がある場合。

5. 開示に伴う経費

診療記録の開示に伴い、主治医からの補足説明、又は、診療記録等のコピーの交付を希望した場合には、以下にあげる経費の実費額を請求させていただきます。

区分	代金(税込)
開示基本手数料	5,000円
主治医の補足説明に係る費用	30分 5,000円
診療録の要約作成に係る費用	A4判1枚につき2,500円
診療録等の複写費用	100枚まで: 3,000円 101枚以上: 以降100枚ごとに3,000円加算 ※料金は100枚単位で切り上げで計算されます。
写真の複写費用	1枚100円(カラー)
X線写真等(CT・超音波含む)の費用	CD-R 1枚2,000円

診療録開示の手順



開示に関するお問い合わせ

〒771-1265 板野郡藍住町住吉字千鳥ヶ浜110-5

医療法人明和会 藍住 たまき青空クリニック 事務長

お問い合わせ時間: 月曜日～土曜日 9:00～18:00

TEL 088-678-7727